

○厚生労働省令第九十二号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月十七日

厚生労働大臣 後藤 茂之

予防接種実施規則の一部を改正する省令

予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の予防接種の追加接種)</p> <p>第八条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の追加接種は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>一 一・八ミリリットルの生理食塩液で希釈した前条第一項第一号に掲げるワクチンを初回接種の終了後六月以上の間隔において一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法</p> <p>二 前条第一項第二号に掲げるワクチンを初回接種の終了後六月以上の間隔において一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二五ミリリットルとする方法</p> <p>2 (略)</p>	<p>附則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の予防接種の追加接種)</p> <p>第八条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の追加接種は、一・八ミリリットルの生理食塩液で希釈した前条第一項第一号に掲げるワクチンを初回接種の終了後六月以上の間隔において一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。